



健 第 1101 号
令和5年6月26日

石川県臨床内科医会長様

石川県健康福祉部健康推進課長



予防接種法第5条第1項の規定に基づくヒトパピローマウイルス感染症
に係る定期予防接種の接種勧奨について（依頼）

平素より本県の感染症対策にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

標記予防接種については、令和4年度より積極的な接種勧奨を再開し、市町において個別通知を徹底するなど、接種勧奨に努めているところです。

今般、実施した県内の調査では、令和4年度の接種者数は、令和3年度に比べると増加傾向にあるものの、未だ、他の予防接種に比較すると接種率が低く、更なる接種勧奨の必要性を感じているところです。

一方、HPV ワクチンについては、本年4月から9価のワクチンが定期接種できるようになり、充実してきております。

貴会、会員の皆様におかれましては、日頃より、予防接種の実施や接種勧奨にご協力いただいているところですが、本予防接種につきましても、かかりつけ患者に対して接種勧奨いただくなど、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

（事務担当）

健康推進課感染症対策室

TEL 076-225-1438

Mail kennsui3@pref.ishikawa.lg.jp